



私たち、市民団体「職員手当削減直接請求2012」は、小金井市職員の高過ぎる「退職金(退職手当)」や「各種手当」を引き下げるための条例案を直接請求する署名運動に取り組んでいます。

小金井市の有権者の50分の1(約2000筆)の署名が集まれば直接請求は成立し、稲葉市長は条例案を議会に提出しなければならない法的義務を負うことになります。

以下、「退職金」「各種手当」の問題点、直接請求の内容、直接請求条例案が議会で可決された場合の財政効果等をまとめました。ぜひ御覧いただき、署名運動にご協力賜りますようお願い申し上げます。

# 高過ぎる市役所職員の「退職金」「各種手当」を 市民の直接請求で 引き下げよう!

## 怒1 ～退職金～ 3000万円超が続々

小金井市は、昨年3月、東日本大震災の直後に職員退職金を引き上げました。このため、3000万円を超える退職金をもらう定年退職職員が発生しました。また、小金井市は、今年3月、さらに職員退職金を引き上げました。このため、3000万円を超える定年退職職員数はさらに拡大することになりました。支給上限が額として定められていないことも原因の一つです。

新聞報道から分析すると、小金井市職員の退職給付は、**民間企業(正社員50人以上)の平均的退職給付に比べて、400万円以上高い**と推定されます。中小零細企業も加えた平均値からはそれよりもはるかに高くなるでしょう。

◎直接請求の内容 当面の措置として支給上限額を2800万円とする  
効果⇒総額で1618万2000円を節約(来年3月31日付定年退職分)。支給上限額を設定することによる財政効果はその後毎年継続する。

## 怒2 ～住居手当～ 「持ち家」にまで支給

小金井市は、すでに住宅ローンの支払いが終わった職員の住居(持ち家)にまで住居手当を支給しています。年額で6万円です。

国は、「持ち家」への手当支給をやめるよう各地方自治体に要請し、これに従っている自治体もありますが、**小金井市は国からの要請を無視して**支給を続けています。

言ってみれば、市民には高い資産税を課税しながら、職員にだけ補助金を出して事実上の資産税減税措置を講じているのと同じです。

◎直接請求の内容 「持ち家」への手当を廃止する  
効果⇒総額で240万円を節約(来年度)。廃止効果はその後毎年継続する。

## 怒3 ～住居手当～ 都職員より高い支給額

小金井市職員の住居手当の支給上限額は、本年度1万6300円(月額)に設定されています。一方、東京都職員の支給上限額は8500円(月額)ですので、小金井市の約半分です。

**東京都内の市区町村の職員が、東京都職員より高い住居手当をもらう合理的理由はまったくありません。**

言ってみれば、市民には高い資産税を課税しながら、職員にだけ補助金を出して事実上の資産税減税措置を講じているのと同じです。

◎直接請求の内容 支給上限額を都と同額にまで引き下げる  
効果⇒総額で3234万5000円を節約(来年度)。引き下げによる財政効果はその後毎年継続する。

## 怒4 ～扶養手当～ これも都職員以上

小金井市職員に支給されている扶養手当は、東京都職員を上回る支給基準で支給されています。

**東京都内の市区町村の職員が、東京都職員より高い扶養手当をもらう合理的理由はまったくありません。**

◎直接請求の内容 支給基準を都と同額にまで引き下げる  
効果⇒総額で1578万5000円を節約(来年度)。引き下げによる財政効果はその後毎年継続する。

## 怒5 ～地域手当～ 国基準無視で「罰金」

小金井市職員には、地域手当が支給されています。地域手当は、基本給に合算されて、ボ-

ナスや残業代の算出基礎額にも入ります。

そもそも論で言えば、**ただでさえ高い基本給に地域手当を上乗せること自体**、市民的には納得できないものがあります。

国は、各地方自治体に地域手当の国基準を定めています。小金井市は「基本給の10%」が国基準になっていますが、**小金井市はその国基準を無視し**、昨年度までは「12%」、本年度は「11%」の支給率となっています。このため、一昨年度は5993万円の市民負担、昨年度は5706万円の市民負担、本年度は2813万円の市民負担でこの基準超過額を支払う形になっています(ボーナスや残業代への反映分を除く)。市民から見れば大きな損害です。

**損害はそれだけではありません。**国は、国基準を超えた地域手当を支給している自治体に、「罰金」制度を設けています。具体的には特別地方交付税交付金(市民サービスの財源)を減額するのです。このため、小金井市には、一昨年度は1192万円、昨年度は1836万円の「罰金」が科されました。本年度も額は未確定ですが同等の額の「罰金」を科されることになります。市民から見れば、まさに**二重の損害**です。

◎直接請求の内容 支給率を来年1月から国基準とする  
効果⇒総額で796万7000円を節約(本年度)。

## 怒6 ～ボーナス～ 年3回も支給 業績無関係

小金井市職員には年3回(3月、6月、12月)ボーナスが支給されています。夏と冬は理解しますが、**年3回もボーナスを支給するのは行き過ぎ**です。

また、小金井市職員のボーナスは、期末手当と勤勉手当に大別されますが、勤務成績に応じて支給されるべき勤勉手当は単に出勤日数だけで計算され、**業績評価は無関係**になっています。

なお、出勤日数が少なくても、それに比例して減額するのではなく、**職員優遇の特殊な「操作」**が行なわれています。府中市のように厳格に減額するべきです。

◎直接請求の内容 ボーナス支給は年2回とする。欠勤への減額措置は厳格に適用する。業績評価に基づく支給とする。  
効果⇒民間サラリーマンに理解されるボーナス制度に一步近づく。頑張る職員が報われるボーナス制度となり、市役所の活性化に役立つ。

## 怒7 ～給料水準～ 東京都内で最高値

総務省が公表した資料によれば、小金井市職員の基本給の水準は、東京都内の全区市町村で最高値となっています(直近のデータである平成23年度)。

**国家公務員の基本給を「100.0」として比較した場合、小金井市職員の基本給の水準は「103.4」にもなるのです。**

金額で言いますと、本年度の小金井市職員の年間給与等は、一人平均757万円で、これに退職金の将来発生額を加えた年間人件費は、一人平均830万円もの高額に及びます。

今回の直接請求署名運動は、「退職金」「諸手当」のみを対象に引き下げを図るものですが、今後、高過ぎる基本給の水準についても分析を進め、市民の意思を明示していく必要があると考えています。

**条例直接請求の署名期間は  
7月13日～8月12日**  
裏面に署名会場一覧→

保存版 ぜひご家族・ご友人・ご近所の皆様で御覧願います。